

南部みのかや広域連合広報

やまびこ

vol.69

2026.09

まちとむら 未来をひらく 広域連合
南部町 伯耆町 日吉津村



素敵 な まち、
それはあなたのまちです。

- 令和7年度の南部箕蚊屋広域連合決算の概要…… 2
- ＜地域包括支援センターだより＞
「聞こえにくさ」を感じていませんか？ …… 6・7
- 介護初任者研修の補助をしています！／
介護相談員を募集します！ …… 3
- 住み慣れた我が家で暮らしたい／情報公開状況… 8
- 介護保険施設等に入所する一部の方の食費・
居住費が令和8年8月1日から変わります… 4・5

発行・編集／南部箕蚊屋広域連合

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1 (南部町役場法勝寺庁舎内) TEL 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223
ホームページ <https://www.nan-mino.jp>

令和7年度の南部箕蚊屋広域連合決算の概要

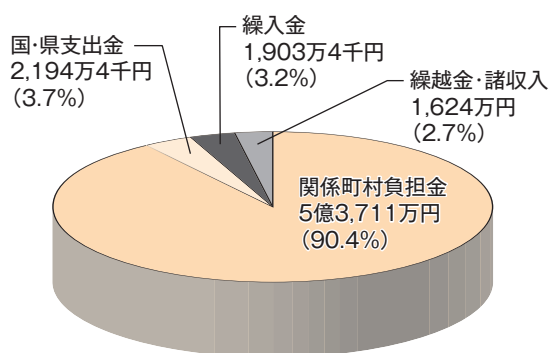
令和8年8月25日の定例議会で承認されました。

一般会計決算

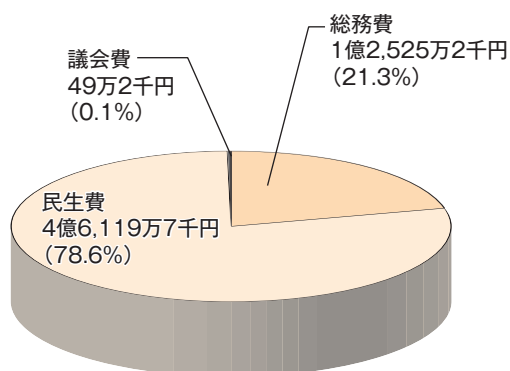
歳入は5億9,432万8千円、歳出は5億8,694万1千円となり、昨年度と比べ、歳入は5,061万6千円(9.3%)の増額、歳出は4,775万1千円(8.9%)の増額となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた738万7千円を翌年度に繰り越しました。

歳出の主なものは、介護保険事業特別会計への給付費等繰入金、介護保険システム改修及びシステム並びに機器等の保守委託料、町村派遣職員給与等負担金、重層的支援体制整備事業です。

■歳入 5億9,432万8千円



■歳出 5億8,694万1千円



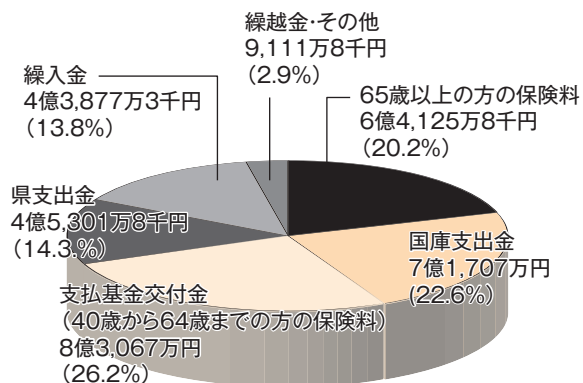
介護保険事業特別会計決算

歳入は31億7,190万7千円、歳出は30億8,559万5千円となり、昨年度と比べ、歳入は1億6,720万7千円(5.0%)の減額、歳出は1億6,312万5千円(5.0%)の減額となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた8,631万2千円を翌年度に繰り越しました。

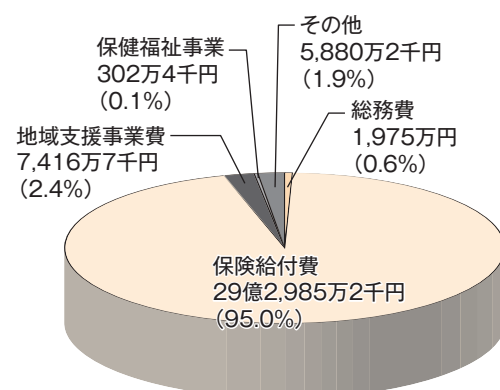
歳入では、保険料、県支出金が増加し、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、前年度繰越金等がそれぞれ減少となりました。

歳出では、介護保険サービスの費用である保険給付費が昨年度に比べて1,658万1千円(0.6%)減少したほか、地域支援事業が昨年度に比べて706万5千円(8.7%)減少しました。

■歳入 31億7,190万7千円



■歳出 30億8,559万5千円



介護初任者研修の受講費用の補助をしています！

南部箕蚊屋広域連合では、南部町、伯耆町、日吉津村に住所を有する方が、鳥取県が指定した研修事業所の開催する介護職員初任者研修を受講し、修了証書の交付を受けた場合、その研修の受講費の一部を補助します。

【補助対象額】

自己負担額と 20,000 円を比較して、いずれか少ない額

【申請方法】

初任者研修修了証の交付を受けた日の翌日から起算して 1 か月以内に申請書に必要な書類を添えて提出してください。

【申込・問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合事務局（南部町役場法勝寺庁舎内）電話 0859-39-6222

介護相談員を募集します！

南部箕蚊屋広域連合では、介護相談員として活動していただける方を募集します。

介護相談員は、介護保険サービスを利用しておられる利用者と事業所相互の橋渡しをし、不安等の解消を図る役割を担っています。

興味のある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【業務内容】

介護サービスを提供する事業所等を訪問して、サービスを利用されている方やその家族の疑問や不安などの相談に応じ、利用者の希望や疑問などを介護サービス提供事業者や広域連合に伝えていただく業務です。

具体的には…

- ・月に 2 回程度、事業所を訪問し、利用者の相談を受けます。
- ・2 か月に 1 回開催される相談員連絡会や研修会等に参加します。

【応募条件】

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの介護に関心のある方で、介護相談員の活動に 3 年程度従事できる方
 2. 事業所等に自分で移動できる方
 3. 広域連合で定めた研修【Web 受講】を受講できる方
- ※介護保険事業所に勤務している方は除きます。

【応募期間】

令和 8 年 9 月 2 8 日（月）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで

【応募方法】

履歴書に「介護相談員希望」と明記して、下記問い合わせ先までご提出ください。

【申込・問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合事務局（南部町役場法勝寺庁舎内）電話 0859-39-6222

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月から変わります

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所、もしくはショートステイを利用する場合に、食費・居住費は原則ご本人が負担されることになっていますが、近年の物価高騰に対応し、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、基準費用額が増額されます。

また、要件を満たす人へは、食費・居住費の負担軽減を行う負担限度額認定制度があります。

〈負担軽減の対象となる人〉

・住民税非課税世帯の人で、預貯金等が一定額以下の人

※世帯が違っていても配偶者が住民税課税の場合は対象外となります

【預貯金等の資産要件】

負担段階	対象となる人 (次のいずれかに該当する場合)	預貯金等の資産要件	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者	要件なし	要件なし
	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1,000万円	2,000万円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額 82.65 万円以下</u> の人	650万円	1,650万円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額 82.65 万円超 120 万円以下</u> の人	550万円	1,550万円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額 120 万円超</u> の人	500万円	1,500万円

※ただし、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は、いずれの場合も「単身 1,000 万円以下」「夫婦 2,000 万円以下」となります。

令和8年8月から、負担限度額認定第3段階①・②に該当する人について、食費が30円～60円（日額）引き上げられます。

また、一部の人を除き居住費についても100円（日額）引き上げられます。

※食費の基準費用額についても100円（日額）引き上げられます。

【負担限度額（ご負担いただく日額）】

			基準 費用額	第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②	
						令和8年 7月まで	令和8年 8月から	令和8年 7月まで	令和8年 8月から
食費 (ショートステイの場合)			1,545円	300円 (300円)	390円 (600円)	650円 (1,000円)	680円 (1,030円)	1,360円 (1,360円)	1,420円 (1,360円)
居住費	多 床 室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・ 医療院(注)	697円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・ 医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円	430円
	個 室 従 来 型	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
		老健・ 医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型 個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る）が対象

【問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合	〒683-0351	南部町法勝寺 377-1	電話：0859-39-6222
南部町福祉政策課	〒683-0323	南部町倭 482	電話：0859-66-5522
伯耆町健康対策課	〒689-4133	伯耆町吉長 37-3	電話：0859-68-5535
日吉津村福祉保健課	〒689-3553	日吉津村大字日吉津 872-15	電話：0859-27-5952

「聞こえにくさ」を感じて いませんか？

年齢とともに、聞こえにくくなったと感じることはありませんか？

加齢性難聴とは年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことで、一般的に40歳代から聴力の衰えが始まり、65歳を超えると聞こえにくさを感じる人が急激に増えるとも言われています。

難聴は単に音が聞こえにくくなるだけではありません。コミュニケーションの機会の減少や危険を察知する力の低下を招いたり、認知症の発症に関係する可能性があることがわかっています。

▶なぜ難聴が認知症と関係するの？

聞こえにくい状態が続くと…

- ・会話が減り、人との交流が少なくなる
- ・外出する機会が減る
- ・脳への刺激が少なくなる



こうしたことが重なることで、認知機能の低下につながる可能性があると考えられています。

▶耳の健康チェック☑

これらの項目が当てはまると、一度受診をしてみた方がよいかもしれません。

- | | |
|--|--|
| ☐ 話し声がはっきりと聞き取れず、聞き間違えたり聞き返したりすることがある | ☐ 車の接近に全く気がつかないことがある |
| ☐ 相手の言ったことを推測で判断することがある | ☐ 電子レンジの音やドアのチャイムの音が聞こえにくい |
| ☐ 話し声が大きいと言われる | ☐ 時計のアラームなど、高い音が聞き取りにくいと感じる |
| ☐ 家族からテレビやラジオの音量が大きいと指摘される | ☐ 音の方向感がわかりにくくなる |
| ☐ 集会や会議など数人での会話がうまく聞き取れない | ☐ 耳がつまったような感覚が抜けない |
| ☐ 後ろから呼びかけられると気づかないことがある | ☐ 「フーン」「キーン」などの音が耳でなっている状態が1日以上続く |
| | ☐ 音が割れたようにカシャカシャ聞こえる |

▶聞こえを守るために今日からできること

加齢性難聴は元には戻りません。若いうちから耳にやさしい生活を心がけ、聞こえにくさを感じたら早めに耳鼻科を受診しましょう。



○ 以下のような習慣は、難聴につながる可能性があります。

- ・大音量でテレビをみたり、音楽を聴いている。
- ・騒音のあるところに長時間いる。
- ・イヤホンやヘッドホンを長時間、大音量で使用している。

定期的に静かな場所で耳を休ませる、大きな音が常に出ている場所を避ける、イヤホンなどは長時間使い続けないなど、耳に負担をかけない生活を心がけましょう。

○ テレビやラジオの音が以前よりも大きくなった、普通の声で話しかけられても聞こえなくてコミュニケーションに気まずさを感じるようになったら、聞こえの状態をチェックするタイミングです。年のせいにせず、早めに相談をしましょう。

○ 補聴器は専門家の調整が必要です。補聴器を購入する前に、まずは耳鼻科で相談をしましょう。

▶小さな心がけで聞こえにくさによる孤立はなくすことができる

聞こえにくさを感じたとき、コミュニケーションを工夫してみましょう。聞こえにくい方の安心につながるだけでなく、認知機能の維持にもよい影響を与えていると考えられています。

- ・言葉をゆっくり、はっきりと話す。
- ・正面から、口元が見えるように話す。
- ・聞き取りやすい言葉に変える。
 - 4…「し」→「よん」
 - 7…「しち」→「なな」
- ・テレビを消して話をするなど、聞きやすい環境をつくる。

出典：厚生労働省ホームページ「聞こえにくさ」感じていませんか？

【問い合わせ先】

南部町

健康対策課
南部地域包括支援センター
電話:0859-66-5524

伯耆町

健康対策課 高齢者支援室
電話:0859-68-5535
伯耆地域包括支援センター
電話:0859-68-4632

日吉津村

福祉保健課
日吉津地域包括支援センター
電話:0859-27-5952

住み慣れた我が家で暮らしたい



介護認定の要介護（要支援）を受けている方が自宅で自立した生活ができるように、福祉用具の購入費やレンタル、住宅改修費の支給などのサービスがあります。

詳しくは介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターへご相談ください。

申請が必要です！

福祉用具貸与



日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

対象の福祉用具（一部掲載）

- ・車いす・特殊寝台（介護ベッドなど）
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・歩行器・歩行補助杖・スロープ
- ・認知症老人徘徊感知機器 など

※歩行器・歩行補助杖・スロープは購入と貸与の選択ができます。また、介護度によっては貸与が受けられないものもありますので、介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご相談ください。

福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入にかかる費用について支給限度基準額内で支給します。

対象の福祉用具

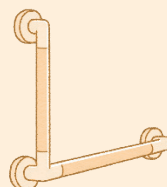
- ・腰掛便座（ポータブルトイレなど）
- ・入浴補助用具（入浴いすなど）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。支給限度額は20万円が上限で、その1～3割が自己負担となります。

対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け
- ・段差や傾斜の解消
- など



事前に申請が必要です！

令和7年度 南部箕蚊屋広域連合情報公開施行状況

- 情報公開条例に基づく施行状況・・・・・・・・・・・・・・・・開示請求 0件
 - 個人情報保護条例に基づく施行状況・・・・・・・・・・・・・・・・開示請求 90件
- 【施設入所に必要な主治医の意見書など】（開示 90件・不開示 0件）